入退所及び保育料に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、ＮＰＯ法人クローバーキッズ大刀洗（以下「本法人」という。）が運営する学童保育所の入所、退所及び保育料等の取扱いについて必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

（入所対象及び期間）

第２条　入所対象児童は、小学校１年生から６年生までとし、入所期間は原則として入所月から当該年度末までとする。

２　本法人は、入所が決定した児童の保護者に対し、利用決定通知書を交付するものとする。

（入所申込及び決定）

第３条　入所を希望する者は、本法人が定める申込書類を期日までに提出しなければならない。

２　入所の可否は、「学童保育所利用調整基準表（別表１）」に基づき、本法人が決定する。

（保育料等）

第４条　保育料等は次のとおりとする。

（１）保険料　児童１人につき年額2,000円

（２）保育料　児童１人につき月額5,000円

２　保育料等は日割計算を行わないものとする。

（退所）

第５条　退所は原則として年度途中には行わないものとする。

２　ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退所を認めることができる。

（１）保護者の転勤、退職、出産又は育児休業取得等の場合

（２）児童の転校又は他の児童福祉サービス等への移行の場合

（３）児童の疾病その他やむを得ない事情がある場合

（４）その他、入退所審査において退所が適当と認められた場合

３　前項の退所を希望する場合は、退所希望月の前月10日までに退所願を提出するものとする。

４　納入済みの保険料は返還しないものとし、保育料は退所が認められた月まで発生する。

（延長保育）
第6条　延長保育料は次のとおりとする。
（１）単日利用　日額200円（利用日に現金払い）
（２）単月利用　月額1,500円（利用初日に現金払い）
（３）通年利用　月額1,500円（毎月利用初日に現金払い、又は口座振替）
２　通年利用において口座振替を希望する場合は、利用開始希望月の前月20日までに「延長保育口座振替申込書」を提出するものとする。なお、延長保育料は通常の保育料と合算して引き落とすものとする。
３　口座振替による支払いは、原則として年度末（3月末）まで継続するものとする。ただし、年度途中で口座振替の停止を希望する場合は、停止希望月の前月20日までに「延長保育口座振替停止申込書」を提出するものとする。
４　口座振替の停止後、再度口座振替を利用すること、または月ごとの支払い方法（現金・口座振替）の頻繁な変更は認めないものとする。

（未納及び滞納）
第7条　保護者は、保育料等に未納が生じた場合、速やかに指定口座へ納入しなければならない。
２　再振替不能の場合に発生する手数料等は、保護者の負担とする。
３　3か月以上の未納がある場合、本法人は督促状を発行するものとする。
４　正当な理由なく支払いがない場合は、法的手続（支払督促申立て等）を行うことができる。

（入退所審査）
第8条　入退所に関する審査は、理事長、副理事長、事務局長及び当該学童保育所の主任支援員により構成する会議において行う。
２　前項の決定は本法人の最終決定とする。

（補則）
第9条　この規程に定めのない事項については、理事会の議を経て理事長が別に定める。

（附則）
１　この規程は、令和2年10月1日から施行する。
２　この規程は、令和4年1月14日から一部改正し施行する。
３　この規程は、令和5年1月27日から一部改正し施行する。
４　この規程は、令和8年6月1日から一部改正し施行する。
５　この規程は、令和8年10月1日から一部改正し施行する。